

「同意得ず拘束違法」

入院女性に 抑制具使用 原告、逆転勝訴

名古屋高裁判決

愛知県一宮市内の病院に入
院していた女性(当時80)
が、不必要に体を拘束されて
苦痛を受けたとして、病院を
相手取り600万円の損害賠
償を求めた訴訟の控訴審判決
が5日、名古屋高裁であつ
た。西島幸夫裁判長は拘束は
正当だったとした一審・名古屋
地裁一宮支部判決を変更。
病院側に70万円の支払いを命
じ、原告側逆転勝訴判決を言
い渡した。

判決によると、「一宮西病
院」に入院していた女性は03
年11月16日深夜、必要もない
のに看護師にミトン(抑制
具)を使って拘束された。ミ
トンを外そうとして抵抗した
際に手首などに傷を負った。
判決はまず、介護施設だけ

ではなく、医療施設であつて
も「同意を得ずに患者を拘束
してその身体的自由を奪うこ
とは原則として違法だ」と指

摘。そのうえで、①患者への
危険が迫っている切迫性②ほ
かに手段がない非代替性③長
く継続しない一時性の3要件

に照らして判断すべきだと述
べた。この結果、女性につい
ては「ミトンによる抑制を行
わなければ転倒、転落による
重大な傷害を負う危険性は認
められない」と認定。「夜間
のせん妄は、おむつへの排泄
の強要などのつたない対応が
原因で、本件抑制に切迫性や
非代替性があると認められ
ず、違法だ」と結論づけた。
女性は一審判決直前に死
亡、遺族が訴訟を続けていた。

不要な拘束に警鐘

患者側逆転勝訴 「人間の尊厳冒す」

解説

患者の意思に反
して身体を拘束す
ることはやむを得ない措置な
のか、虐待にあたるかが争わ
れた今回の訴訟で、名古屋高
裁は「拘束は身体機能の低下
をもたらすだけでなく、人
間としての尊厳を冒す」とし
て、同意を得ない拘束は原則
違法だと判断した。身体拘束
は精神病棟などの一部でしか
認められていないにもかかわらず、安全確保などを理由に
必要に行われている実情が
あり、判決が医療現場に与え
る影響は大きい。11面参照

割が「緊急性」などの要件
を満たしていなかった。調
査対象に含まれなかった有
料老人ホームなどを含めれ
ば、さらに多くの「違法拘
束」が行われている可能性も
ある。

「縛らない医療」の実践で

知られる上川病院(東京都八
王子市)理事長の吉岡充医師
は「5割近い患者を縛ってい
る病院を目撃したことがあ
る」とした上で、違法な拘束
を受けている高齢者は3万5
千人を超えると推定。「高齢
者の人権を損ない、不信感

をもたらすだけでなく、身
体機能を低下させる」と話
す。

当時80歳だった原告女性も
腰痛治療で入院中、看護師を
呼ぶナースコールを繰り返
鳴らしたなどとして、ベッド
のさくに縛られ、手首などを
負傷した。その後、家族に
「悔しい」と打ち明けたこと
から発覚した。

今回の判決は、施設側の都
合で高齢者に苦痛を強いてい
る現状に警鐘を鳴らしたと言
える。(岩波精)

厚生労働省が05年、介護保
険施設を対象に行った調査
では、身体拘束のうち約3

